

原発立地審査指針に関する国会質疑応答資料

会議名（開催日）： 第189回国会 予算委員会第七分科会 第1号

（平成27年3月10日（火曜日））

○質問者：菅直人議員

○回答者：田中俊一原子力規制委員長

以下は、公式会議録

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/003718920150310001.htm より関係部分の抜粋

○菅（直）分科員

まず、もともと原発立地審査指針というものがあつたわけですが、現在これがどうなっているのか。廃止はしていないけれども適用されていないというような説明もありますが、簡単に言えばどういう状態にあるのか、法律的な位置づけをお聞かせください。

○田中政府特別補佐人 立地指針は、廃止ということではありませんけれども、従来、立地指針の適用というのは、重大事故とか仮想事故とかということ、事故の想定をしまして、それが敷地外に過大な影響を及ぼさないという線量の基準等を定めてやっていたんですが、実際には、福島事故では、それを上回るような事故が起こりました。

ですから、これを適用するということではなくて、今回の指針では、重大事故、いわゆる過酷、シビアアクシデントにいろいろ想定しまして、それについて対策も求めまして、そういうことで対処していますので、立地指針そのものは適用されていないというのが現在の適合性審査の状況でございます。

○菅（直）分科員 適用しないでもいいということですか、法律的に。

○田中政府特別補佐人 従来の、今までの立地指針を適用ということが実態に合わない、要するに福島のようなことになりますので、そういうことではなくて、今回のシビアアクシデントを想定した場合に、きちっとそれに対する対策とかさまざまな対策を求めましたので、そういった立地指針に基づいて規制をするのはかえって現実合わないし、決してより安全な対策ということにはなりません。

○菅（直）分科員 失礼ですが、聞いていることをお答えください。

つまり、実態に合わないということはわかりました。普通、実態に合わなくなった法律は、少なくとも廃止するかするわけです。しかし、それを残したまま、実態に合わないから適用しないといったら、では、法律でどういう規定があっても、それは実態に合わないから、法律には書いてあるけれども、もうそれは関係ないんだ、そんなことを勝手に、例えば委員長が言う権限があるんですか。

○田中政府特別補佐人 現在の審査では、重大事故等と対策の有効性を確認するとしたところでありまして、現行の審査基準では当該指針をその中に位置づけていないということでもあります。

○菅（直）分科員 ですから、そういうことを委員長の判断でやっていいということですか。指針がある、しかし適用しない。それは委員長の権限なんですか。

○田中政府特別補佐人 審査指針というのは、法律的な位置づけではなくて、審査をするガイドラインのようなものですので、そういう意味で指針を改定したということでもあります。

○菅（直）分科員 指針を改定したんですか。先ほどは、そのままだと言われたんですよ。改定したんですか。

○田中政府特別補佐人 改定したというか、実質的に、審査の中での適用の考え方を変えたということでございます。

○菅（直）分科員 今後の扱いをよく気をつけてください。私は、はっきりした方がいいと思いますよ。

つまりは、あるけれども適用しない。では、それは委員長の権限かと言ったら、それもはっきりしない。

しかも、この指針は、ある意味では非常に重要な指針なんです。従来、重要であったというだけではなくて、例えば、「原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。」ここに言うある範囲というのは、重大事故の場合に、その距離だけ離れた地点に人がい続けるならば、その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離までの範囲とするという規定がありますよね。

つまり、こういう形で数十年前にできた指針が、その後、例えば住宅がふえたりして、この指針に合わなくなっているわけですよ、現実には。今後どうするかですよ。

今後どうするかというときに、指針が合わなくなったから、指針は残すけれどもそのままにするのか、それとも、こういう条件が満たされないところには原簿を置かないのか、そういう判断になるわけですよ。そうじゃないですか。

○田中政府特別補佐人 従来の立地指針では、いわゆる重大事故が起きても全身に対して二百五十ミリシーベルト、それから仮想事故が起きても全身に対して二百五十ミリシーベルト、甲状腺は少し違うわけですが、そういった基準を定めて、それが敷地内、境界で担保できるということで、今まではそういった立地指針の適用がされてきました。

しかし、今回の福島事故では、そういったことができないということがわかりましたので、その指針に基づかないで適合性審査をするというふうに切りかえています。

ですから、審査指針をどういうふうに適用していくかということについては委員会として決定すればいいわけですので、今回は新しい審査指針に基づいて審査を行っているということでございます。

○菅（直）分科員 これ以上は繰り返しません、指針はちゃんと改定したというのならいいですよ、それで。しかし、指針はそのままにして、新規制基準がこうなっているからそれはほっておくんだというのは、少なくとも国民的に見たら、一体どうなっているんだと。

今でも、たしかホームページなんかではこの指針のことがちゃんと出ていますからね。それが適用除外になったということが、ちゃんとどこか、法律的な手続があったとは聞いていません。